

遊漁船利用者のみなさまへ

より安全に釣りが楽しめるよう、
令和6年4月1日から
遊漁船業の制度が大きく変わります。



○遊漁船業者による安全管理の体制が強化されます！

- ・事業者は緊急時の連絡体制や出航判断基準等を業務規程に定め、都道府県知事が確認します。
- ・船の上で利用客の安全管理を担う遊漁船業務主任者の責務を拡充します。磯渡しの場合も定期的な見回りなどを実施します。

⇒みなさまも遊漁船業務主任者の指示をしっかりと守って下さい。

○遊漁船業の登録要件が厳しくなります！

- ・登録取消し処分を受けた者は、5年間は登録できなくなります。
- ・利用者の安全確保等に関する業務規程の内容が基準に適合していない場合、登録・更新ができなくなります。

⇒みなさまの安全確保に問題のある事業者の参入等を防いでいきます。

○遊漁船の安全に関する情報が公表されます！

- ・都道府県は事故情報や業務改善命令を受けた事業者情報を、事業者は損害賠償措置の情報や業務改善命令を受けて改善した内容等をインターネット等で公表します。

⇒みなさまは、安全性の高い遊漁船を選ぶために、これらの情報を役立てて下さい。

今後もずっと釣りが行えるよう、資源をきちんと管理することが大切です。そのため、釣った量の報告のご協力をよろしくお願ひします。報告は、以下のLINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます。



LINE公式アカウント



報告サイト

